

平成十九年二月二十七日受領
答 弁 第 七 七 号

内閣衆質一六六第七七号

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日朝平壤宣言の作成過程における外務省条約局の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出日朝平壤宣言の作成過程における外務省条約局の関与に関する質問に対する答弁書

一及び六について

先の答弁書（平成十九年二月二十三日内閣衆質一六六第六九号）八についてでお答えしたとおりである。

二について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

三について

お尋ねについては、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の発言については、外務省として承知していない。

五について

二千二年九月十七日の日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日国防委員長が拉致問題への北朝鮮の関与

を認めた上で謝罪と再発防止の決意を明確にしたことも踏まえ、北朝鮮との交渉を通じて日朝間に横たわる深刻な懸念を払拭することが我が国の国益にかなう選択であるとの判断の下、小泉純一郎内閣総理大臣（当時）が日朝平壤宣言に署名した。